

消防団員等公務災害補償責任共済事業及び

消防団員退職償金支給責任共済事業

(総務省消防庁国民保護・防災部地域防災室)

1. 事務・事業の概要

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第2条に基づき、市町村の消防団員等公務災害補償及び消防団員退職報償金の支給の的確な実施に資するため、消防団員等公務災害補償責任共済事業及び消防団員退職報償金支給責任共済事業を実施する。

2. 指定、登録等の基準

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第38条

(指定の要件)

第三十八条 総務大臣は、前条の規定による申請が次の要件を満たしているときでなければ、第二条第三項の規定による指定をしてはならない。

- 一 消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務及び消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務を的確に実施するために必要と認められる総務省令で定める基準に適合する財産的基礎を有し、かつ、これらの業務に係る収支の見込みが適正であること。
- 二 消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務及び消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務が、全国の区域に及ぶものと見込まれること。
- 三 職員、業務の方法その他の事項についての消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務及び消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務の実施に関する計画が、これらの業務を的確に実施するために適切なものであること。
- 四 申請者が、公益社団法人又は公益財団法人であること。
- 五 消防団員等福祉事業の業務に関し、業務の方法その他の事項についての当該業務の実施に関する計画が、第十三条の規定に照らして適切なものであること。
- 六 申請者が消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務及び消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務並びに消防団員等福祉事業の業務（以下この章及び第六章において「責任共済事業等の業務」という。）以外の業務を実施している場合には、その業務を行うことによつて責任共済事業等の業務の的確な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

2 総務大臣は、前条の規定による申請をした者が次のいずれかに該当するときは、第二条第三項の規定による指定をしてはならない。

- 一 第五十条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
- 二 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - ロ 第四十条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	JCN	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
なし	なし	なし	なし	なし

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
公務災害補償及び退職報償金の支給にかかる掛金の額 http://www.syouboukikin.jp/intro/intro02.html	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令第4条

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（令和6年9月1日現在）

特になし

7. 政策評価

法人未指定のため政策評価の対象外